

若年者人材育成・定着支援奨励金（正社員雇用奨励金）支給申請書

申請日 平成 年 月 日

中央職業能力開発協会会長 殿
(労働局経由)

(〒)
事業主 所在地
(□ 派遣先事業主) 名称

代表者氏名 印

(〒)
代理人又は
事務代理者
・代行者 所在地
名称

代表者氏名 印

標記について申請します。

1	訓練実施計画届の受理番号	
2	雇用保険適用事業所番号	— —
3	労働保険番号	— —
4	訓練実施期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日
5	支給対象期間	<input type="checkbox"/> 第1期 <input type="checkbox"/> 第2期
6	事業所の名称	
7	事業所の所在地	(〒) 電話番号 — —
8	奨励金の振込先	金融機関名 銀行 支店 フリガナ 口座名義 口座の種類 普通 ・ 当座 ・ その他 () 口座番号
9	申請に関する担当者	所属
		氏名
		電話番号 — — F a x — — E-MAIL @
10	訓練修了者を正社員として雇用した日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に事業主都合による解雇等（退職勧奨を含む。）を行ったことの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
11	過去3年間において緊急人材育成・就職支援基金事業に係る助成金等及び雇用保険二事業の助成金等について不正支給を行ったことの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
12	前年度より前の年度における労働保険料の滞納の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
13	支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日までの間に労働関係法令の違反を行ったことの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
14	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を行っている事業主への該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
15	暴力団関係事業主への該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※労働局処理欄には記入しないでください。

労働局 処理 欄	決 裁 欄					支給決定額	円	
	局長	部長	課長	課長補佐	係長	担当	対 象 人 数	人
							受理年月日	平成 年 月 日
							起案年月日	平成 年 月 日
							支給(不支給)決定年月日	平成 年 月 日
							支給決定番号	第 号
						通知書発送年月日	平成 年 月 日	

様式第2-1号[若年者人材育成・定着支援奨励金（正社員雇用奨励金）支給申請書]（裏面）

提出上の注意

この申請書は、支給対象期間（※）の終了した日の翌日から起算して2月以内に次の書類を添えて、管轄労働局（事業所の所在地を管轄する労働局）へ提出してください。

- ア 正社員雇用状況及び訓練受講状況等報告書（様式第2-2号）
- イ 訓練修了者の雇用形態を確認できる書類（労働条件通知書、雇用契約書等）
- ウ 各支給対象期間の最終日の属する月の訓練修了者の出勤状況を確認するための書類（出勤簿、タイムカード等）
- エ 各支給対象期間の最終日の属する月に訓練修了者に賃金が支払われていたことを確認するための書類（賃金台帳、給与明細書等）
- オ その他管轄労働局長が必要と認める書類

※ 訓練終了者を正社員として雇用した日を基準日とし、当該基準日から起算して1年を経過した日までの期間を支給対象期間の第1期、当該基準日から起算して1年を経過した日の翌日から当該基準日から起算して2年を経過した日までの期間を支給対象期間の第2期とします。

申請にあたっての留意点

- 1 労働局長が、奨励金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、調査又は報告の際に求められた書類等を提示又は提出できない場合や調査又は報告を正当な理由なく拒否する場合は、奨励金の支給を行いません。
- 2 奨励金の支給申請に当たって労働局に提出した書類等（職業訓練等の実施に要した費用の支出に関する証拠書類を含む）については、当該支給申請に係る最後の支給日が属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管してください。
- 3 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けた場合は、支給した奨励金の全部又は一部を返還していただきます。返還に関しては、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対し、年5%の利息を付します。
- 4 偽りその他不正の行為により奨励金の支給を受け、又は受けようとした事業主については、一定期間において雇用保険法に基づく助成金等の申請ができなくなります。
- 5 同一の事由により、特定就職困難者雇用開発助成金、被災者雇用開発助成金、沖縄若年者雇用促進奨励金、通年雇用奨励金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金、職場支援従事者配置助成金、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金、特例子会社等設立促進助成金、精神障害者等ステップアップ奨励金、地域再生中小企業創業助成金、事業復興型雇用創出助成金、起業支援型地域雇用創造事業、地域再生中小企業創業助成金、重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業、震災等緊急雇用対応事業、障害現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業の支給を受けた場合は、正社員雇用奨励金を受給できません。

記入上の注意

- 1 「※労働局処理欄」には記入しないでください。
- 2 事業主が自ら申請を行う場合は、事業主の記名・押印が必要です。
- 3 雇用保険の適用事業所の代表者等（以下「事業所の長等」という。）が、事業主に代わって本奨励金の申請をする場合は、事業主が事業所の長に対し、本奨励金の申請手続きについての権限を委任したことを証明する委任状を提出してください。この場合、「事業主」の欄は事業主の記名のみとし、「代理人」の欄に、事業主の代理人等となった事業所の長等の記名・押印が必要です。
- 4 1欄は、労働局長の確認を受けた「若年者人材育成・定着支援奨励金（訓練奨励金）訓練実施計画届」の受理番号を記載してください。
- 5 5欄は、該当する支給対象期間に☑をつけてください。
- 6 8欄は、申請事業主名義の口座を振込先として記入してください。
- 7 9欄は、本奨励金の申請に関して、労働局との質疑応答が可能な方を記入してください。